

第2 一般会計

(A) 歳 出

社会保障関係費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(35,691,437)	(150,668)
35,842,105	40,357,862	△ 4,515,757

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度改予算額は40,406,519百万円(2年度当初予算額は35,740,094百万円)である。

1 年金給付費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
12,700,454	12,523,171	177,283

この経費は、「国民年金法」(昭34法141)、「厚生年金保険法」(昭29法115)等に基づく年金給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
国家公務員共済組合連合会等助成費	79,140	61,629
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	0	1
特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	2,632	2,733
公的年金制度等運営諸費	522,047	490,814
基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	12,092,853	11,964,424
年金特別会計へ繰入	323,155	379,142
厚生年金保険給付費国庫負担金繰入	300,736	356,251
拠出制国民年金国庫負担金繰入	22,419	22,892
福祉年金等年金特別会計へ繰入	123	189
基礎年金年金特別会計へ繰入	11,769,575	11,585,093

厚生年金基礎年金国庫負担金繰入	9,898,943	9,777,178
国民年金基礎年金国庫負担金繰入	1,870,632	1,807,915
私的年金制度整備運営費	3,782	3,570
計	12,700,454	12,523,171

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入

「国民年金法」(昭34法141)等に基づく基礎年金の国庫負担割合については、消費税増収分等を活用した2分の1への引上げの恒久化等により、厚生年金保険については10,199,679百万円、国民年金については1,893,051百万円を計上している。また、福祉年金等に係る国庫負担金については、123百万円を計上している。

(2) 公的年金制度等運営諸費

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」(平24法102)に基づき、所得が一定の基準を下回る等の要件を満たす年金受給者に給付金を支給するため、国庫負担金として522,047百万円を計上している。

2 医療給付費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(12,154,602)	(△ 172,541)
11,982,061	12,172,933	△ 190,872

この経費は、「健康保険法」(大11法70)、「国民健康保険法」(昭33法192)、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭57法80)等に基づく医療保険給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
		(3,458)
感染症対策費	3,490	21,789
特定疾患等対策費	132,319	130,680

原爆被爆者等援護対策費	26,700	27,394
医療提供体制基盤整備費	85,077	156,377
医療介護提供体制改革推進交付金	85,077	79,577
医療提供体制設備整備交付金	—	76,800
医療保険給付諸費	9,991,421	10,090,571
全国健康保険協会保険給付費等補助金	1,238,428	1,259,661
全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金	94	81
国民健康保険組合療養給付費補助金	187,476	186,571
国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金	52,184	56,447
後期高齢者医療給付費等負担金	4,020,992	4,045,425
国民健康保険療養給付費等負担金	1,790,943	1,820,619
国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金	497,131	501,037
後期高齢者医療財政調整交付金	1,308,733	1,316,499
国民健康保険財政調整交付金	614,459	622,152
国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金	139,818	140,917
国民健康保険保険者努力支援交付金	141,162	141,162
麻薬・覚醒剤等対策費	0	0
児童虐待等防止対策費	4,197	4,030
母子保健衛生対策費	3,703	3,642
生活保護等対策費	1,453,326	1,454,916
障害保健福祉費	281,827	283,534
心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費	17,387	17,731

精神障害者医療保護入院費補助金	260	275
障害児入所医療費等負担金	5,461	5,830
精神障害者措置入院費負担金	5,458	5,087
障害者医療費負担金	253,261	254,610
計	11,982,061	(12,154,602) 12,172,933

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 特定疾患等対策費

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平 26 法 50) 及び「児童福祉法」(昭 22 法 164) に基づく地方公共団体が支弁する特定医療費等の国庫負担として、132,319 百万円を計上している。

(注) 難病対策費としては、この医療給付費に計上されているほか、難病の治療研究を推進し、患者の経済的負担の軽減を図るための従来の医療費助成及び難治性疾患の原因解明、診断・治療法の開発等を促進するための総合的・戦略的な研究開発費等が科学技術振興費等に計上されており、難病対策費の総額は 128,643 百万円となっている。

(2) 原爆被爆者等援護対策費

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平 6 法 117) に基づく原爆被爆者に対する医療の給付として、26,700 百万円を計上している。

(3) 医療提供体制基盤整備費

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平元法 64) に基づき、消費税増収分を活用し、地域医療介護総合確保基金(医療分)を各都道府県に設置し、病床機能の分化・連携や在宅医療の推進、医療従事者の確保・養成、勤務医の働き方改革の推進等を図るために 85,077 百万円を計上している。

そのうち、地域医療構想の実現を図る観点から、病床削減や病院の統合に取り組む際の財政支援を行う病床機能再編支援制度について、19,500 百万円を計上している。

(4) 医療保険給付諸費

(イ) 全国健康保険協会管掌健康保険等
「健康保険法」(大 11 法 70) 及び「船員保
険法」(昭 14 法 73) に基づく全国健康保険
協会の療養給付費等に対する国庫補助とし
て、1,238,523 百万円を計上している。

(ロ) 国民健康保険
「国民健康保険法」(昭 33 法 192) に基づ
く市町村等の療養給付費等に対する国庫負
担等として、3,423,173 百万円を計上して
いる。

(ハ) 後期高齢者医療
「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭
57 法 80) に基づく後期高齢者医療広域連合
の療養給付費等に対する国庫負担等として、
5,329,725 百万円を計上している。

(5) 生活保護等対策費
「生活保護法」(昭 25 法 144) に基づき、地
方公共団体が支弁する医療扶助費及び「中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立
の支援に関する法律」(平 6 法 30) に基づく医
療支援給付金に対する国庫負担として、
1,453,326 百万円を計上している。

(6) 障害保健福祉費
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律」(平 17 法 123) 等に基
づき、地方公共団体が支弁する障害者自立支
援医療費等に対する国庫負担等として、
281,827 百万円を計上している。

3 介護給付費

3 年度(百万円)	2 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
3,466,185	3,383,751	82,434

この経費は、「介護保険法」(平 9 法 123) 等に
基づく介護保険給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3 年度(百万円)	2 年度(百万円)
生活保護等対策 費	79,184	77,361
高齢者日常生活 支援等推進費	194,166	197,204
介護保険制度運 営推進費	3,192,836	3,109,186

国民健康保険 組合介護納付 金補助金	25,944	23,318
介護給付費等 負担金	2,273,104	2,193,346
国民健康保険 介護納付金負 担金	174,337	189,570
介護給付費財 政調整交付金	595,474	574,691
国民健康保険 介護納付金財 政調整交付金	49,032	53,317
医療介護提供 体制改革推進 交付金	54,944	54,944
介護保険保険 者努力支援交 付金	20,000	20,000
計	3,466,185	3,383,751

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 生活保護等対策費

「生活保護法」(昭 25 法 144) に基づき、地
方公共団体が支弁する介護扶助費及び「中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立
の支援に関する法律」(平 6 法 30) に基づく介
護支援給付金に対する国庫負担として、
79,184 百万円を計上している。

(2) 高齢者日常生活支援等推進費

介護予防・日常生活支援総合事業や地域包
括支援センターの実施体制の確保等を行うこ
ととし、194,166 百万円を計上している。

そのうち、消費税増収分等を活用し、認知
症対策や在宅医療・介護連携などを充実する
こととし、26,699 百万円を計上している。

(3) 介護保険制度運営推進費

「介護保険法」(平 9 法 123) に基づく市町村
の介護給付費に対する国庫負担等として、
3,192,836 百万円を計上している。

そのうち、「地域における医療及び介護の
総合的な確保の促進に関する法律」(平元法
64) に基づき、消費税増収分を活用し、地域
医療介護総合確保基金(介護分)を各都道府県
に設置し、介護施設の整備や介護人材の確保
等を図るために 54,944 百万円を計上してい
る。

4 少子化対策費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(3,038,734)	(7,104)
3,045,838	3,056,104	△ 10,266

この経費は、「子ども・子育て支援法」(平 24 法 65)等に基づく子ども・子育て支援に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
大学等修学支援費	480,366	488,176
子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	2,425,233	(2,410,347) 2,427,718
児童手当年金特別会計へ繰入	1,064,207	1,089,089
子どものための教育・保育給付等年金特別会計へ繰入	1,299,342	(1,274,356) 1,275,188
地域子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入	61,685	(46,902) 63,441
失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	8,739	8,628
児童虐待等防止対策費	131,367	131,450
国立児童自立支援施設運営費	133	133
計	3,045,838	(3,038,734) 3,056,104

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 大学等修学支援費

高等教育の修学支援新制度において、真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、授業料等減免及び給付型奨学金の支給を合わせて措置することとし、480,366 百万円を計上している。

(2) 子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入

(イ) 児童手当年金特別会計へ繰入

「児童手当法」(昭 46 法 73)に基づく児童手当の支給に要する費用の国庫負担として、1,064,207 百万円を計上している。

(ロ) 子どものための教育・保育給付等年金特別会計へ繰入

「子ども・子育て支援法」(平 24 法 65)に基づく子どものための教育・保育給付の国庫負担等について、消費税増収分等を活用

し、子ども・子育て支援新制度における教育・保育の量及び質の充実を図るとともに、幼児教育・保育の無償化の取組を推進することとし、1,299,342 百万円を計上している。

(ハ) 地域子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入

「子ども・子育て支援法」(平 24 法 65)に基づく地域子ども・子育て支援事業に要する費用について、消費税増収分等を活用し、子ども・子育て支援新制度における地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図ることとし、61,685 百万円を計上している。

(3) 失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入

「雇用保険法」(昭 49 法 116)に基づく育児休業給付金の支給に要する費用の国庫負担として、8,739 百万円を計上している。

(4) 児童虐待等防止対策費

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(31 年 3 月 19 日関係閣僚会議決定)等を踏まえ、児童虐待防止対策・社会的養育を迅速かつ強力に推進するための施策を実施することとし、消費税増収分等の活用により、131,367 百万円を計上している。

5 生活扶助等社会福祉費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(4,057,222)	(14,413)
4,071,635	4,780,894	△ 709,259

(注) 臨時・特別の措置を含めた 2 年度改予算額は 4,806,056 百万円(2 年度当初予算額は 4,082,384 百万円)である。

この経費は、「生活保護法」(昭 25 法 144)に基づく生活扶助等、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平 17 法 123)等に基づく障害者自立支援給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	64,369	99,164

仕事・子育て両立支援事業費	—	(一) 583	高齢者医療特別負担調整交付金	10,000	10,000
子育て世帯臨時特別給付金給付事業助成費	—	(一) 165,374	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	78	13,118
国家公務員共済組合連合会等助成費	119	119	健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	5,810	5,833
特定疾患等対策費	682	487	医療費適正化推進費	4,185	3,231
原爆被爆者等援護対策費	563	563	健康増進対策費	22,383	22,883
医薬品安全対策等推進費	509	511	予防・健康増進関係業務庁費	190	294
医療保険給付諸費	113,256	(129,520) 157,891	全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金	1,976	2,010
医療保険制度関係業務庁費	1,672	879	健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金	2,717	2,764
後期高齢者医療制度事業費補助金	4,958	4,958	国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金	573	583
後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金	1,285	1,233	国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	16,926	17,231
高齢者医療運営円滑化等補助金	72,599	74,522	保育対策費	89,885	(103,173) 113,936
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	995	2,708	児童虐待等防止対策費	24,058	(20,969) 27,018
国民健康保険組合出産育児一時金等補助金	4,838	4,833	母子保健衛生対策費	12,474	(24,480) 43,420
国民健康保険団体連合会等補助金	2,260	2,681	母子家庭等対策費	175,537	(175,518) 312,193
国民健康保険制度関係業務事業費補助金	3,163	3,163	子ども・子育て支援対策費	6,093	4,300
後期高齢者医療災害等臨時特例補助金	—	(一) 849	児童福祉施設整備費	7,054	(11,496) 11,871
国民健康保険災害等臨時特例補助金	—	(一) 20,353	生活保護等対策費	1,403,116	(1,400,916) 1,662,739
国民健康保険組合災害等臨時特例補助金	—	(一) 3,673	社会福祉諸費	34,316	(35,462) 35,608
審査支払関係業務費補助金	—	(一) 3,497	障害保健福祉費	1,933,625	(1,836,908) 1,869,455
全国健康保険協会事務費負担金	6,547	6,547	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,290	1,303
健康保険組合事務費負担金	2,660	2,660	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	83	99
国民健康保険組合事務費負担金	2,200	2,217			

社会福祉施設整備費	5,484	(7,483) 8,615
独立行政法人福祉医療機構運営費	1,953	(1,950) 2,166
公的年金制度等運営諸費	8,188	9,213
私的年金制度整備運営費	4	4
高齢者日常生活支援等推進費	5,154	5,254
介護保険制度運営推進費	33,324	(36,363) 60,133
業務取扱費年金特別会計へ繰入	108,275	110,072
独立行政法人福祉医療機構出資	—	(—) 36,907
国立更生援護機関費	8,402	8,576
地方厚生局費	1,441	1,370
計	4,071,635	(4,057,222) 4,780,894

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入「児童手当法」(昭46法73)等に基づく特例給付等の支給に要する費用の国庫負担等として、64,369百万円を計上している。

(2) 医療保険給付諸費

医療保険給付諸費については、全国健康保険協会等の事務費に係る国庫負担及び国民健康保険組合が行う出産育児一時金の支給に係る国庫補助等を行うとともに、高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、健康保険組合に対する国庫補助等を行うこととし、113,256百万円を計上している。

(3) 健康増進対策費

「国民健康保険法」(昭33法192)に基づく特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の国庫負担等として、22,383百万円を計上している。

(4) 保育対策費

待機児童の解消に向けた「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を推進するとともに、保育士・保育現場の魅力向上等の保育人材確保のための総合的な対策等を実施することとし、89,885百万円を計上している。

(5) 児童虐待等防止対策費

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(31年3月19日関係閣僚会議決定)等を踏まえ、児童虐待防止対策・社会的養育を迅速かつ強力に推進するための施策を実施することとし、24,058百万円を計上している。

(6) 母子保健衛生対策費

子育て世代包括支援センターの設置促進等のための母子保健医療対策総合支援事業等に必要な経費として、12,474百万円を計上している。

(7) 母子家庭等対策費

「児童扶養手当法」(昭36法238)に基づく地方公共団体が生別母子世帯等に対して支給する児童扶養手当給付費の国庫負担等に必要な経費として、175,537百万円を計上している。

(8) 生活保護等対策費

「生活保護法」(昭25法144)に基づき、地方公共団体が支弁する生活扶助費等及び保護施設の事務費並びに「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく生活支援給付金等に対する国庫負担並びに生活保護法実施のための指導監査職員の設置に要する国の委託に必要な経費として、1,332,671百万円を計上している。

このほか、生活困窮者の自立支援等に必要な経費として、70,445百万円を計上している。

(注) 生活保護費は、この生活扶助等社会福祉費のほか、医療扶助費等が医療給付費に、介護扶助費等が介護給付費に計上されており、生活保護費の総額は2,865,180百万円となっている。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
保護費	2,821,838	2,821,866
生活扶助	804,419	804,060
住宅扶助	469,661	467,154
教育扶助	7,502	9,637
医療扶助	1,448,853	1,450,381

介護扶助	78,974	77,137
その他	12,428	13,498
保護施設事務費	32,837	31,481
中国残留邦人等に対する生活支援給付金等	8,611	8,723
指導監査職員設置費	1,894	1,938
計	2,865,180	2,864,008

(9) 社会福祉諸費

社会福祉事業に係るサービス提供体制の確保を図るため、社会福祉振興助成事業、社会福祉施設職員等の退職手当共済事業、社会福祉事業施設整備等の貸付事業を行うための借入金等に係る利子の補給事業等を行うこととし、34,316百万円を計上している。

(10) 障害保健福祉費

障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、特別障害者手当等の給付等に対する国庫負担等を行うとともに、特別児童扶養手当等の給付等を行うこととし、1,933,625百万円を計上している。

(11) 介護保険制度運営推進費

介護保険制度の適切な運営を図るため、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組の推進、介護施設等における防災対策等の推進等に必要な経費として、33,324百万円を計上している。

(12) 業務取扱費年金特別会計へ繰入

厚生年金保険事業、国民年金事業等の事務に要する費用の財源の年金特別会計への繰入れに必要な経費として、108,275百万円を計上している。

6 保健衛生対策費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
476,818	3,829,863	(△ 17,675) △ 3,353,045

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度改予算額は3,853,359百万円(2年度当初予算額は517,989百万円)である。

この経費は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平10法114)等

に基づく感染症対策等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
医療提供体制確保対策費	26,997	(26,133) 27,231
医療従事者等確保対策費	459	423
医療情報化等推進費	2,065	2,325
医療安全確保推進費	1,288	1,287
国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	6,494	6,459
国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	4,224	3,984
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	4,052	4,020
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	1,529	1,049
国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費	6,684	5,870
国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	3,352	3,191
国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費	411	501
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費	3,059	2,972
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	559	697
感染症対策費	146,969	(149,211) 3,409,179
特定疾患等対策費	6,634	6,561
移植医療推進費	3,226	3,170
原爆被爆者等援護対策費	88,650	91,482
血液製剤対策費	497	494
医療技術実用化等推進費	1,754	(1,774) 4,774
医療提供体制基盤整備費	35,103	(45,229) 52,148
地域保健対策費	3,734	3,734

保健衛生施設整備費	2,723	3,956
健康増進対策費	16,963	16,073
健康危機管理推進費	424	65
生活基盤施設耐震化等対策費	22,704	22,704
麻薬・覚醒剤等対策費	501	408
生活衛生対策費	3,655	(3,829) 51,058
自殺対策費	3,355	(3,203) 4,342
戦没者慰霊事業費	2,761	3,001
障害保健福祉費	4,175	(4,060) 4,604
国際機関活動推進費	195	198
厚生労働調査研究等推進費	16,963	(15,111) 20,111
独立行政法人国立病院機構運営費	—	15,042
国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費	—	174
国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	—	79
検 疫 所 費	20,702	(11,850) 22,323
国立ハンセン病療養所費	32,545	32,922
地方厚生局費	1,413	1,251
計	476,818	(494,493) 3,829,863

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 感染症対策費

感染症の発生・まん延の防止を図るため、感染症対策費として、146,969百万円を計上している。

そのうち、肝炎対策については、「肝炎対策基本法」(平21法97)等を踏まえ、総合的な肝炎対策を推進するため、肝炎治療に関する医療費助成に必要な経費として、7,435百万円、肝炎ウイルス検査等に必要な経費として、2,533百万円(このほか、科学技術振興費等を加え17,321百万円)を計上している。

(2) 原爆被爆者等援護対策費

原爆被爆者等援護対策費については、引き

続き、各種手当等の交付等を行うこととし、88,650百万円を計上している。

(3) 医療提供体制基盤整備費

医療提供体制基盤整備費については、医療施設等の整備を行うとともに、都道府県の主体的かつ弾力的な事業運営等による医療提供体制の整備を行うこととし、35,103百万円を計上している。

そのうち、救命救急センター運営事業、周産期母子医療センター運営事業、ドクターヘリ導入促進事業等の推進を図るため、救急・周産期医療対策等として、23,949百万円を計上している。

(4) 健康増進対策費

生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るため、健康増進対策費として、16,963百万円を計上している。

そのうち、がん対策については、「がん対策基本法」(平18法98)及び「がん対策推進基本計画」(30年3月9日閣議決定)を踏まえ、がんの予防・早期発見等を推進することとし、11,925百万円(このほか、科学技術振興費等に加え、特別会計も含め36,527百万円)を計上している。

(5) 生活基盤施設耐震化等対策費

生活基盤施設耐震化等対策費については、災害時における給水拠点確保のために、地方公共団体が施行する水道施設の整備等に必要な経費として、22,704百万円を計上している。

(6) 検 疫 所 費

検疫所費については、「検疫法」(昭26法201)等に基づく検疫等の実施のため、20,702百万円を計上している。

そのうち、新型コロナウイルス感染症に対応するため、水際対策の強化として、9,078百万円を計上している。

(7) 国立ハンセン病療養所費

国立ハンセン病療養所費については、入所者の高齢化等を踏まえた体制の充実等を図るとともに、療養所施設の整備を推進することとし、32,545百万円を計上している。

7 雇用労災対策費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
99,113	(39,464) 611,146	(59,649) △ 512,033

この経費は、「雇用保険法」(昭49法116)に基づく失業等給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
労働者災害補償 保険給付費 労働保険特別会 計へ繰入	8	9
高齢者等雇用安 定・促進費	26,074	(12,065) 260,168
失業等給付費等 労働保険特別会 計へ繰入(雇用 保険 国庫負担 金)	64,100	(18,832) 341,945
就職支援法事業 費労働保険特別 会計へ繰入	1,091	(620) 1,086
職業能力開発強 化費	5,057	5,099
若年者等職業能 力開発支援費	1,559	1,612
障害者等職業能 力開発支援費	1,128	1,130
船員雇用促進対 策事業費	97	97
計	99,113	(39,464) 611,146

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 高齢者等雇用安定・促進費

シルバー人材センターの円滑な運営、新卒者の就職支援、就職困難者の就労支援等に必要経費として、26,074百万円を計上している。

(2) 雇用保険国庫負担金

雇用保険については、最近における受給実績等を勘案し、求職者給付、介護休業給付金の支給及びその事務の執行に要する費用に充てるため27,809百万円を計上するとともに、雇用調整助成金の特例措置等に要する費用に充てるため36,291百万円を計上している。

(注) 雇用保険国庫負担金は、この雇用労災対策費に計上されているほか、育児休業給付金に要する費用が少子化対策費に計上されており、総額は72,839百万円となっている。

(3) 就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰

入

雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用に充てるため1,091百万円を計上している。

文教及び科学振興費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
5,396,881	(5,391,155) 5,886,169	(5,725) △ 489,289

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度改予算額は6,000,473百万円(2年度当初予算額は5,505,459百万円)である。

1 義務教育費国庫負担金

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,516,381	(1,522,141) 1,526,108	(△ 5,760) △ 9,727

この経費は、「義務教育費国庫負担法」(昭27法303)に基づき、公立義務教育諸学校の教職員給与費等に係る経費について、国がその一部を負担するために必要な経費である。

義務教育費国庫負担金については、小学校35人以下学級を3年度から5年かけて実現するため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭33法116)の改正により合計13,574人の定数改善を措置することとしている。その際、加配定数の一部を含む合理化減等12,580人を活用することとしている。3年度は、少子化の進展による基礎定数の自然減に加え、加配定数の見直し等を行い、1,615人の既存定数の縮減を図る一方、小学校2年生を35人以下学級とし、加配定数から基礎定数になることによる744人の定数増を行うほか、通級による指導等のための基礎定数化に伴う397人の定数増を行うこととしている。

2 科学技術振興費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,367,281	(1,356,511) 1,722,248	(10,770) △ 354,967

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度改予算額は1,729,601百万円(2年度当初予算額は1,363,865百万円)である。

この経費は、将来にわたる持続的な研究開発、重要課題への対応、基礎研究、人材育成など科学技術の振興を図るために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
本省等課題対応型研究開発等経費	250,042	(235,392) 490,246
国立研究開発法人等経費	1,082,740	(1,089,761) 1,198,583
各省等試験研究機関経費	34,499	(31,359) 33,418
計	1,367,281	(1,356,511) 1,722,248

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
国 会	1,150	1,145
内 閣 府	90,594	(89,319) 110,016
総 務 省	59,827	(54,083) 54,579
財 務 省	1,043	965
文 部 科 学 省	885,298	(880,374) 1,125,864
厚 生 労 働 省	67,100	(65,638) 136,247
農 林 水 産 省	95,595	(95,679) 96,725
経 済 産 業 省	109,000	(113,299) 131,097
国 土 交 通 省	28,652	(27,021) 36,622
環 境 省	29,024	28,987
計	1,367,281	(1,356,511) 1,722,248

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 本省等課題対応型研究開発等経費

本省等における研究開発を推進するための経費として、250,042百万円を計上している。

内閣府においては、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、府省・分野の枠を超えて基礎研究から実用化・事業化までをも見据えた研究開発を推進するために必要な経費等を計上している。

文部科学省においては、科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成や活躍促進を図るための取組、未来社会実現の鍵となる

光・量子技術等の先端的な研究開発や戦略的な融合研究の推進等を行うこととしている。

厚生労働省においては、食品安全、労働安全衛生、化学物質対策、危機管理等の国民の安全確保に必要な研究など、科学的知見に基づく施策の推進に必要な研究を行うこととしている。

農林水産省においては、スマート農業普及のための環境整備、農林漁業者等のニーズに対応する戦略的な研究開発等を行うこととしている。

経済産業省においては、宇宙産業技術や革新的ロボット技術の基盤構築など、様々な分野における研究開発等を行うこととしている。

環境省においては、持続可能な社会構築のため、環境の保全に資することを目的とし、総合的な調査研究及び技術開発を推進するための事業等を行うこととしている。

(2) 国立研究開発法人等経費

国立研究開発法人等における研究開発を推進するための経費として、1,082,740百万円を計上している。

3年度においては、基礎研究をはじめとする研究者の自由な発想に基づく研究を支援するための科学研究費補助金等の配分、スーパーコンピュータ「富岳」の運用等、新型基幹ロケットの研究開発等の取組を推進することとしている。

(3) 各省等試験研究機関経費

感染症の予防治療方法、医療品、食品化学物質の調査など、各省が所管する試験研究機関における調査・分析、研究開発、研究環境の整備等に必要な経費として、34,499百万円を計上している。

3 文教施設費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
77,344	(74,299) 80,032	(3,046) △ 2,687

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度改予算額は130,732百万円(2年度当初予算額は124,999百万円)である。

この経費は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭33法81)に基づき、公立学校の施設整備費について、国が一部を負担又は交付金を交付するために必要な経費等である。

公立学校施設整備費については、地方公共団体が行う公立小中学校施設の新増築や大規模改修等に要する経費の一部負担等に必要な経費として、76,834百万円を計上している。

経費の事業別及び所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
公立学校施設整備費	76,834	(73,776) 79,508
内閣府	7,996	4,296
文部科学省	68,837	(69,479) 75,212
公立学校施設災害復旧費	511	523
文部科学省	511	523
計	77,344	(74,299) 80,032

4 教育振興助成費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
2,312,398	(2,320,596) 2,440,121	(△ 8,197) △ 127,723

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度改予算額は2,496,372百万円(2年度当初予算額は2,376,846百万円)である。

この経費は、教育政策の推進、初等中等教育の振興、高等教育の振興、私立学校教育の振興助成、国立大学法人への助成、スポーツの振興等のために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
教育政策推進費	43,539	(43,498) 44,707
初等中等教育振興費	523,916	(528,194) 615,422
高等教育振興費	11,460	(12,529) 19,059
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構運営費	1,884	2,276
独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,415	(62,330) 62,564

独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,013	(2,099) 2,697
私立学校振興費	534,867	(534,007) 545,681
国立大学法人施設整備費	26,957	(28,733) 32,685
国立大学法人運営費	1,079,024	(1,080,672) 1,085,573
スポーツ振興費	7,383	(6,687) 9,887
独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	19,864	19,570
独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	77	—
計	2,312,398	(2,320,596) 2,440,121

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 教育政策推進費

教育政策推進費については、在外教育施設教員派遣事業等の海外で学ぶ児童生徒等に対する教育、成長分野の中核を担う専門人材養成や放送等による大学教育の推進等の生涯を通じた学習機会の拡大、学校・家庭・地域の連携協力推進事業等の家庭・地域の教育力の向上等を行うため、所要の経費を計上している。

教育政策推進費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
客観的根拠に基づく教育政策立案の推進	4,613	4,406
海外で学ぶ児童生徒等に対する教育	17,304	(17,799) 18,297
教育人材の養成・確保	264	237
生涯を通じた学習機会の拡大	10,182	(9,997) 10,253
家庭・地域の教育力の向上	7,487	(7,489) 7,942
男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進	3,689	3,570
計	43,539	(43,498) 44,707

(2) 初等中等教育振興費

(イ) 確かな学力の育成については、義務教

育諸学校の児童生徒が使用する教科用図書の無償給与、児童生徒の学力向上を図るための補習等指導員等派遣事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ロ) 豊かな心の育成については、道德教育の推進を図るための事業、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ハ) 健やかな体の育成については、学校保健及び食育の推進を図るための事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ニ) 信頼される学校づくりについては、学校における働き方改革推進事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ホ) 学校施設の整備推進については、多様化する学習内容・方法等に対応するための事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ヘ) 教育機会の確保については、高校生等への修学支援、へき地におけるスクールバス・ポート等の購入等を行うため、所要の経費を計上している。

(ト) 幼児教育の振興については、幼児教育の質の向上を図るための事業、認定こども園等施設の整備等を行うため、所要の経費を計上している。

(チ) 特別支援教育の推進については、特別支援教育充実事業、特別支援学校及び特別支援学級等の幼児児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減等を行うため、所要の経費を計上している。

初等中等教育振興費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
確かな学力の育成	57,828	(54,138) 81,972
豊かな心の育成	7,845	7,680
健やかな体の育成	607	(201) 53,010
信頼される学校づくり	262	244
学校施設の整備推進	303	304

教育機会の確保	437,752	447,116 (3,866)
幼児教育の振興	4,335	10,450
特別支援教育の推進	14,985	14,647
計	523,916	(528,194) 615,422

(3) 高等教育振興費

高等教育振興費については、大学改革を促進させるため、教育研究に関する優れた取組を行う大学等に対して重点的に支援することとし、11,460百万円を計上している。

(4) 私立学校振興費

私立学校振興費については、配分の見直し等を通じて、教育研究の質の向上に取り組む私立大学等に対し重点的に支援することとし、所要の経費を計上している。

(イ) 私立大学等経常費補助については、配分の見直し等を通じて、私立大学等の運営の効率化を図りつつ、運営に必要な経常費に所要の助成を行うとともに、各大学等の特色ある取組に応じた支援を行うこととし、所要の経費を計上している。

(ロ) 私立高等学校等経常費助成費等補助については、各都道府県による私立高等学校等への助成の一部等を補助することとし、所要の経費を計上している。

(ハ) 私立学校施設整備費補助については、私立学校の教育に必要な施設の整備や防災機能の強化等のため、所要の経費を計上している。

(ニ) 私立大学等研究設備整備費等補助については、私立大学等の教育設備・研究設備の高度化や私立高等学校等の情報通信教育の充実等のため、所要の経費を計上している。

(ホ) このほか、日本私立学校振興・共済事業団補助等について、所要の経費を計上している。

私立学校振興費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
日本私立学校振興・共済事業団補助	136,442	134,544
私立大学等研究設備整備費等補助	2,394	2,490
私立大学等経常費補助	287,431	(287,734) 297,450
私立高等学校等経常費助成費等補助	101,045	(101,685) 103,369
私立学校施設整備費補助	6,729	(6,677) 6,951
その他	826	877
計	534,867	(534,007) 545,681

(5) 国立大学法人施設整備費

国立大学法人施設整備費については、国立大学等における教育研究施設の整備を着実に推進することとし、26,957百万円を計上している。

(6) 国立大学法人運営費

国立大学法人運営費については、教育・研究の成果に係る客観的な共通指標による評価に基づく配分を1,000億円に拡充することとし、1,079,024百万円を計上している。

(7) スポーツ振興費

(イ) スポーツ参画人口の拡大については、Sport in Life推進プロジェクト等を行うため、所要の経費を計上している。

(ロ) スポーツを通じた社会課題解決の推進については、スポーツ産業の成長促進事業、障害者スポーツ推進プロジェクト等を行うため、所要の経費を計上している。

(ハ) 国際競技力の向上については、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ニ) 公正・公平なスポーツの推進については、ドーピング防止活動推進事業等を行うため、所要の経費を計上している。

スポーツ振興費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
スポーツ参画人口の拡大	2,546	(2,015) 5,195
スポーツを通じた社会課題解決の推進	2,120	(1,982) 2,002
国際競技力の向上	1,901	1,964
公正・公平なスポーツの推進	815	725
計	7,383	(6,687) 9,887

(注) 国際競技力の向上に関する経費としては、このスポーツ振興費に計上されているほか、独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費のうち競技力向上事業に要する経費10,322百万円を計上している。

5 育英事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
123,476	(117,609) 117,661	(5,868) 5,815

この経費は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給を行う独立行政法人日本学生支援機構に対する無利子貸与資金の貸付、貸与資金に係る利子補給金、貸与資金の返還免除及び回収不能債権の処理に要する経費の補助等である。

育英資金貸付金については、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を確実に実施するため、103,600百万円を計上している。

育英資金利子補給金については、財政融資資金等を原資とする無利子奨学金に係る利子補給金として112百万円を計上している。

育英資金返還免除等補助金については、貸与資金に係る返還免除及び回収不能債権の処理に要する経費について、所要の経費を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
育英資金返還免除等補助金	4,129	7,837
育英資金利子補給金	112	45
育英資金貸付金	103,600	94,075
小計	107,841	101,957

独立行政法人日本学生支援機構運営費	15,636	(15,651) 15,704
計	123,476	(117,609) 117,661

国債費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
23,758,758	(23,351,521) 24,016,918	(407,238) △ 258,159

この経費は、公債の償還及び利子の支払に必要な経費と、公債の償還及び発行に必要な手数料を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等である。

(1) 債務償還費

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
		(14,588,842)
公債等償還	14,903,133	15,032,042
定率繰入分	14,032,248	13,834,706
社会資本整備事業特別会計整理収入等相当額繰入分	53,522	60,620
年金特例公債償還分	260,000	260,000
		(433,516)
予算繰入分	557,363	876,716
借入金償還	329,874	342,708
定率繰入分	158,816	168,158
予算繰入分	171,058	174,550
計	15,233,007	(14,931,550) 15,374,750

この経費は、前年度期首公債及び借入金総額の100分の1.6に相当する額(定率繰入分)、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭62法86)第6条第2項及び「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平25法76)附則第12条第5項の規定による社会資本整備事業特別会計整理収入等に相当する額(社会資本整備事業特別会計整理収入等相当額繰入分)、年金特例公債の償還財源に充てるための額(年金特例公債償還分)並びにその他公債等の償還に必要とされる額を計上するものである。

(2) 利子及割引料

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
公債利子等	8,416,673	(8,303,042) 8,420,030

年金特例公債利子	13,512	12,984
借入金利子	13,380	14,382
財務省証券利子	60,000	(60,000) 165,000
計	8,503,566	(8,390,408) 8,612,396

この経費は、公債、年金特例公債、借入金、財務省証券等の利子の支払に必要な経費である。

(3) 国債事務取扱費

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	22,186	(29,562) 29,772

この経費は、公債の償還及び発行に必要な手数料及び事務費等である。

恩給関係費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
145,097	174,984	△ 29,887

1 文官等恩給費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
6,014	6,624	△ 610

この経費は、国会議員互助年金、文官等恩給及び文化功労者年金の支給に必要な経費であり、新規裁定による増加や失権による減少等を織り込んで所要経費を算定し、6,014百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

種別	支給人員(人)		金額(百万円)	
	3年度	2年度	3年度	2年度
国会議員互助年金	655	681	1,816	1,906
文官等恩給費	3,261	3,736	3,253	3,794
文化功労者年金	270	264	945	924
計	4,186	4,681	6,014	6,624

2 旧軍人遺族等恩給費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
130,029	158,272	△ 28,242

この経費は、旧軍人及びその遺族等に対する恩給支給に必要な経費であり、新規裁定による増加や失権による減少等を織り込んで所要経費を算定し、130,029百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

種 別	支給人員(千人)		金 額(百万円)	
	3 年 度	2 年 度	3 年 度	2 年 度
普通扶 助料	157	188	96,783	115,935
公務関 係扶助 料	14	17	24,430	30,403
その他	13	17	8,815	11,933
計	184	222	130,029	158,272

3 恩給支給事務費

3 年度(百万円)	2 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
885	940	△ 56

この経費は、国会議員互助年金、文官等恩給並びに旧軍人及びその遺族等に対する恩給の支給事務等を処理するために必要な経費である。

4 遺族及び留守家族等援護費

3 年度(百万円)	2 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
8,169	9,148	△ 979

この経費は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(昭 27 法 127)に基づく遺族年金等の支給、「戦傷病者特別援護法」(昭 38 法 168)に基づく療養の給付、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平 6 法 30)に基づく中国残留邦人等に対する一時金の支給等に必要経費である。

(1) 遺族及留守家族等援護費については、遺族年金や障害年金等の支給並びに療養の給付について最近の実績を基礎として見込み、7,068 百万円を計上している。

(2) 中国残留邦人等支援事業費については、永住帰国した中国残留邦人等に対する一時金の支給等の支援策を実施することとし、1,098 百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3 年度(百万円)	2 年度(百万円)
戦傷病者戦没者 遺族年金等	5,711	6,705
遺 族 年 金	2,377	2,946
遺 族 給 与 金	1,364	1,560
障 害 年 金	1,329	1,514
そ の 他	641	685
戦傷病者等療養 給付	274	255
特別給付金等支 給事務費	1,083	1,069

中国残留邦人等 支援事業費	1,098	1,112
戦傷病者等無賃 乗車船等負担金	3	7
計	8,169	9,148

地方交付税交付金等

3 年度(百万円)	2 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(15,809,262)	(139,643)
15,948,905	15,834,144	114,761

1 地方交付税交付金

3 年度(百万円)	2 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
15,591,221	15,608,535	△ 17,314

この経費は、所得税、法人税、酒税及び消費税の収入額のそれぞれ一定割合の額を、地方交付税交付金として、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方団体に交付するために必要な経費である。

3 年度においては、各税の収入見込額の一定割合(所得税及び法人税にあっては 100 分の 33.1、酒税にあっては 100 分の 50 並びに消費税にあっては 100 分の 19.5)に相当する額 13,700,164 百万円から、20 年度、21 年度、28 年度及び元年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」(昭 25 法 211)等に基づき 3 年度分の交付税の総額から減額することとされている額 300,442 百万円を控除し、加算することとされている額 2,191,499 百万円を加えた額 15,591,221 百万円を地方交付税交付金として計上している。

2 地方特例交付金

3 年度(百万円)	2 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(200,727)	(156,957)
357,684	225,609	132,075

この経費は、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて、地方公共団体に対し地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付するために必要な経費である。

(1) 地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平 11 法 17)に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に

よる減収額並びに自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため、地方特例交付金を交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付することとし、216,384百万円を計上している。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入

「地方税法」(昭25法226)に基づき、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(2年4月20日閣議決定)における税制上の措置として生じた固定資産税及び都市計画税の収入の減少に伴う地方公共団体の減収額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付することとし、141,300百万円を計上している。

(参考)地方財政

3年度の地方財政については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(30年6月15日閣議決定)を踏まえ、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、30年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

歳出においては、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、新たに地域デジタル社会推進費(仮称)2,000億円を3年度及び4年度に限り計上することとしている。また、防災・減災、国土強靱化対策を推進するため緊急自然災害防止対策事業費を1,000億円増額した上で、事業期間を5年間延長することとしている。

歳入においては、3年度に地方団体に交付さ

れる地方交付税の総額は、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金15,591,221百万円に、地方法人税の税収の全額1,323,200百万円及び同特別会計の剰余金等の活用額から借入金等利子負担額を控除した額524,054百万円を加算した額17,438,474百万円(2年度当初予算比850,257百万円、5.1%増)となっている。

地方税については、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設け、加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行うこととしている。

地方債については、3年度の地方債計画において、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講ずるとともに、地方公共団体が緊急的に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとし、総額は13,638,342百万円(2年度当初地方債計画11,735,956百万円)となっている。

また、地方債に充てる資金については、地方公共団体ごとの資金調達能力及び資金使途に着目した公的資金の重点化方針を維持することに加えて、住民生活に密着した社会資本整備等を推進するため、地方公共団体の円滑な資金調達に配慮し、財政融資資金3,684,700百万円(2年度当初地方債計画2,934,600百万円)、地方公共団体金融機構資金2,182,600百万円(2年度当初地方債計画1,822,500百万円)を予定している。

				(単位 百万円)
区 分	3 年 度	2 年 度	比 較 増 △ 減	
所得 税 収 入 見 込 (イ)	18,667,000	19,529,000	△ 862,000	

(単位 百万円)

区 分	3 年 度	2 年 度	比較増△減
地方交付税の率(ロ)	$\frac{33.1}{100}$	$\frac{33.1}{100}$	
(イ) × (ロ) (ハ)	6,178,777	6,464,099	△ 285,322
法人税収入見込(ニ)	8,997,000	12,065,000	△ 3,068,000
地方交付税の率(ホ)	$\frac{33.1}{100}$	$\frac{33.1}{100}$	
(二) × (ホ) (ヘ)	2,978,007	3,993,515	△ 1,015,508
酒税収入見込(ト)	1,176,000	1,265,000	△ 89,000
地方交付税の率(チ)	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$	
(ト) × (チ) (リ)	588,000	632,500	△ 44,500
消費税収入見込(ヌ)	20,284,000	21,719,000	△ 1,435,000
地方交付税の率(ル)	$\frac{19.5}{100}$	$\frac{19.5}{100}$	
(ヌ) × (ル) (ヲ)	3,955,380	4,235,205	△ 279,825
過年度精算額(ワ)	△ 300,442	△ 235,484	△ 64,958
法定加算等(カ)	474,600	518,700	△ 44,100
特例加算(ヨ)	1,716,899	—	1,716,899
合 計(タ)	15,591,221	15,608,535	△ 17,314
(ハ)+(ヘ)+(リ)+(ヲ)+ (ワ)+(カ)+(ヨ)			

(参 考)

交付税及び譲与税配付金特別会計

地 方 法 人 税 (レ)	1,323,200	1,456,400	△ 133,200
剰 余 金 活 用 (ソ)	150,000	100,000	50,000
返 還 金 (ツ)	54	382	△ 329
機 構 準 備 金 活 用 (ネ)	200,000	—	200,000
借 入 金 償 還 額 (ナ)	—	△ 500,000	500,000
借 入 金 等 利 子 (ラ)	△ 76,000	△ 77,100	1,100
前年度から繰り越された 地方交付税交付金のため の財源(ム)	250,000	—	250,000
地方交付税交付金(ウ)	17,438,474	16,588,217	850,257
(タ)+(レ)+(ソ)+(ツ)+ (ネ)+(ナ)+(ラ)+(ム)			

(注) 2年度の計数は、2年度地方財政計画による。

防 衛 関 係 費

3 年度(百万円)	2 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
5,323,546	(5,262,509) 5,280,914	(61,037) 42,633

(注) 1 臨時・特別の措置を含めた2年度改予算額は5,331,750百万円(2年度当初予算額は5,313,345百万円)である。

2 SACO関係経費、米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)及び政府専用機取得関連経費を除いた3年度防衛関係費は、5,104,796百万円である。

この経費は、自衛隊の管理及び運営並びにこれに関する事務並びに条約に基づく外国軍隊の駐留等に関するものとして計上される経費である。

3年度においては、30年12月18日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について」等を踏まえ、多次元統合防衛力の構築に向けて、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、海空領域における能力等を強化するとともに、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、SACO関係経費、米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)及び政府専用機の取得関連経費を含め、所要の経費を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
防衛本省	5,161,426	(5,082,391) 5,100,748
地方防衛局	20,142	20,420
防衛装備庁	141,978	(159,699) 159,746
計	5,323,546	(5,262,509) 5,280,914
うちSACO関係経費	14,369	13,781
うち米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)	204,350	179,941
うち政府専用機取得関連経費	32	32
(1) 防衛本省	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	5,161,426	(5,082,391) 5,100,748

この経費は、防衛本省の業務の遂行に要する経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
防衛本省共通費	752,966	(715,726) 719,915
人件費	559,469	520,977
旅費	9,199	8,986
庁費	8,363	(8,386) 8,421
被服費	6,392	(8,787) 8,790
糧食費	35,969	35,490
その他	133,574	(133,100) 137,251

防衛本省施設費	3,515	3,475
旅費	1	1
庁費	45	28
施設費	3,470	3,446
自衛官給与費	1,453,018	1,447,260
防衛力基盤強化推進費	788,253	(746,780) 756,781
うちSACO関係経費	12,646	11,851
うち米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)	45,658	46,495
武器車両等整備費	908,879	(845,649) 849,817
うち政府専用機取得関連経費	32	32
艦船整備費	230,647	230,625
航空機整備費	657,738	754,129
在日米軍等駐留関連諸費	362,646	334,871
うちSACO関係経費	1,722	1,931
うち米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)	158,692	133,446
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,263	3,339
安全保障協力推進費	503	535
計	5,161,426	(5,082,391) 5,100,748

これを陸上、海上及び航空の各自衛隊等機関別に区分すれば、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
陸上自衛隊	1,820,057	(1,817,269) 1,827,317
海上自衛隊	1,304,556	(1,158,872) 1,163,209
航空自衛隊	1,120,396	(1,240,924) 1,244,089
大臣官房及び各局	728,925	(700,929) 701,023
統合幕僚監部	69,403	(54,846) 54,880
防衛大学校	14,964	(15,472) 15,486
防衛医科大学校	24,396	(23,796) 24,456
防衛研究所	2,309	2,314

情報本部	75,848	(67,184) 67,188
防衛監察本部	560	772
審議会等	13	12
計	5,161,426	(5,082,391) 5,100,748

また、新たに、継続費として総額 163,201 百万円(うち 3 年度歳出分 1,944 百万円)及び国庫債務負担行為として総額 2,305,971 百万円(うち 3 年度歳出分 97,361 百万円)を計上している。

継続費は、全額艦船建造のためのものである。

国庫債務負担行為の内訳は、次のとおりである。

	総額(百万円)	うち 3 年度 歳出分(百万円)
庁舎管理運営業務	12,537	4,049
防衛省職員採用試験問題作成等業務	6	4
事務機器借入れ等	1,117	109
情報化推進支援業務	98	20
自衛官特殊被服購入	2,660	62
庁舎機械警備	0	0
防衛本省施設整備	3,222	162
教育訓練用器材購入	26,667	312
教育訓練用器材借入れ等	6,059	2,311
教育訓練用器材整備	7,072	483
装備品取得等効率化推進業務	672	—
住宅防音事業関連事務手続補助業務	1,433	478
提供施設等整備	25,092	2,846
障害防止対策施設整備	2,593	471
障害防止対策事業費補助	4,624	841
教育施設等騒音防止対策事業費補助	26,749	1,635
施設周辺整備助成補助	21,574	3,952
道路改修等事業費補助	3,719	676
自衛隊施設整備	125,466	8,911

防衛大学校給食業務	211	70
公務員宿舍改修等	18,867	1,496
武器購入	150,919	2,212
通信機器購入	144,964	2,570
車両購入	4,693	—
弾薬購入	152,922	1,159
諸器材購入	32,649	178
武器車両等整備	341,286	18,248
艦船建造	8,535	266
艦船整備	141,232	3,541
航空機購入	228,954	4,971
航空機整備	591,160	12,592
特定防衛調達航空機整備	22,601	1,494
提供施設移設整備	195,618	21,239
計	2,305,971	97,361

なお、上記のほか、外国為替相場の変更等に伴う継続費の総額、年限及び年割額の改定を行うとともに、前金の支払方法の変更に伴う国庫債務負担行為の限度額の増額を行っている。

具体的業務の主なものは次のとおりであり、多次元統合防衛力の構築に向けて、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力や海空領域における能力、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性等を強化するとともに、安全保障環境の変化を踏まえ、日米同盟・諸外国との安全保障協力を強化するよう、所要の経費を計上している。

なお、3 年度における防衛力整備の一層の効率化・合理化の取組として、原価の精査、仕様の見直し等の装備調達の最適化や、重要度の低下したプロジェクトの見直し等により、416,838 百万円の効率化・合理化を実現している。

(イ) 陸上自衛隊においては、16 式機動戦闘車 22 両、新多用途ヘリコプター(UH-2) 7 機、12 式地对艦誘導弾 1 式、03 式中距離地对空誘導弾(改) 1 式、19 式装輪自走 155mm りゅう弾砲 7 両等の調達を行うとともに、各種器材及び施設の整備等を行うこととしている。

(ロ) 海上自衛隊においては、甲 V 型警備艦

(3,900トン型)2隻及び潜水艦(3,000トン型)1隻等の建造、固定翼哨戒機(P-1)3機及び救難飛行艇(UH-2)1機の購入並びに誘導弾・魚雷等の弾薬の調達を行うとともに、十分な修理費等の確保により艦艇・航空機等の運用効率の向上を図るほか、各種器材及び施設の整備等を行うこととしている。

(ハ) 航空自衛隊においては、戦闘機(F-35A)4機、戦闘機(F-35B)2機、輸送機(C-2)1機、救難ヘリコプター(UH-60J)5機等の調達を行うとともに、十分な修理費等の確保により航空機等の運用効率の向上を図るほか、各種器材及び施設の整備等を行うこととしている。

(二) 基地対策等の推進のため、以下の経費を計上している。

(a) 「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」(昭49法101)等に基づき、自衛隊施設及び提供施設の維持運営等に関連し必要な、障害及び騒音の防止措置、飛行場等周辺の移転措置、民生安定施設の助成措置等を行うための所要の経費を計上している。

(b) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(仮称)に基づき、労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担するとともに、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭35条7。以下「地位協定」という。)に基づき、提供施設の整備及び基地従業員対策等を行うための所要の経費を計上している。

(c) 地位協定等に基づく提供施設の維持運営等に関連し必要な土地の購入及び借上げ、各種の補償、現在提供中の施設及び区域の返還を受けるため、当該施設及び区域を集約移転するための所要の経費を計上し

ている。

(ホ) 米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)については、普天間飛行場の移設に要する経費等204,350百万円を計上している。

(参 考) 主要装備の国庫債務負担行為等

	数 量	総 額 (百万円)	うち3年度 歳 出 分 (百万円)
陸 上 自 衛 隊			
16式機動戦闘車	22両	15,753	977
新多用途ヘリコプター(UH-2)	7機	12,451	—
12式地对艦誘導弾	1式	5,545	—
03式中距離地对空誘導弾(改)	1式	12,022	—
19式装輪自走155mmりゅう弾砲	7両	4,511	1
海 上 自 衛 隊			
甲V型警備艦	2隻	94,357	1,729
潜 水 艦	1隻	68,418	214
固定翼哨戒機(P-1)	3機	66,569	814
救難飛行艇(UH-2)	1機	7,052	71
航 空 自 衛 隊			
戦闘機(F-35A)	4機	39,060	1,953
戦闘機(F-35B)	2機	25,895	1,295
輸送機(C-2)	1機	22,495	0
救難ヘリコプター(UH-60J)	5機	26,092	2

(2) 地 方 防 衛 局

3年度(百万円)	2年度(百万円)
20,142	20,420

この経費は、地方防衛局の業務の遂行に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
地方防衛局	20,005	20,420
人 件 費	16,833	17,157
そ の 他	3,171	3,263
地方防衛局施設費	137	—

庁費	6	—
施設費	131	—
計	20,142	20,420

また、新たに、国庫債務負担行為として総額274百万円(うち3年度歳出分48百万円)を計上している。

国庫債務負担行為の内訳は、次のとおりである。

	総額(百万円)	うち3年度歳出分(百万円)
庁舎機械警備	1	0
事務機器借入れ等	273	48
計	274	48

(3) 防衛装備庁

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
		(159,699)
	141,978	159,746

この経費は、防衛装備庁の業務の遂行に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
防衛装備庁共通費	18,871	(18,820) 18,868
人件費	15,574	15,637
その他	3,297	(3,183) 3,231
防衛装備庁施設費	—	61
旅費	—	0
庁費	—	1
施設費	—	61
防衛力基盤強化推進費	123,107	140,817
計	141,978	(159,699) 159,746

また、新たに、国庫債務負担行為として総額205,813百万円(うち3年度歳出分2,484百万円)を計上している。

国庫債務負担行為の内訳は、次のとおりである。

	総額(百万円)	うち3年度歳出分(百万円)
庁舎管理運営業務	943	304
事務機器借入れ等	3,261	105
研究開発	186,328	1,496
装備品取得等効率化推進業務	83	0
自衛隊施設整備	15,198	578
計	205,813	2,484

防衛装備庁においては、防衛装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等を通して、装備取得業務の一層の効率化及び最適化を図るための所要の経費を計上している。

研究開発については、科学技術の動向を踏まえつつ、技術研究案件を選定しており、3年度においても次期戦闘機の開発を継続するほか、効果的・効率的な技術研究開発を実施することとしている。

公共事業関係費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
6,069,466	6,066,866	2,600

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度当初予算額は6,857,066百万円である。

公共事業関係費は、治山治水対策事業費、道路整備事業費、港湾空港鉄道等整備事業費、住宅都市環境整備事業費、公園水道廃棄物処理等施設整備費、農林水産基盤整備事業費、社会資本総合整備事業費、推進費等及び災害復旧等事業費に大別される。

3年度予算を大別して示すと、次のとおりである。

令和3年度公共事業関係費対前年度比較表

(単位 百万円)

区 分	3 年 度	2 年 度		比 較 増 △ 減			
		当	初	補正(第2号)後	当	初	補正(第2号)後
治山治水対策	932,032		917,661	917,661		14,371	14,371
治 水	836,684		826,591	826,591		10,093	10,093
治 山	61,948		60,703	60,703		1,245	1,245
海 岸	33,400		30,367	30,367		3,033	3,033
道 路 整 備	1,663,434		1,655,734	1,655,734		7,700	7,700
港湾空港鉄道等整備	396,908		412,825	412,825	△	15,917	△ 15,917
港 湾 整 備	241,181		241,081	241,081		100	100
空 港 整 備	37,303		56,220	56,220	△	18,917	△ 18,917
都市・幹線鉄道整備	23,822		24,522	24,522	△	700	△ 700
整備新幹線整備	80,372		80,372	80,372		—	—
船舶交通安全基盤整備	14,230		10,630	10,630		3,600	3,600
住宅都市環境整備	687,173		673,673	673,673		13,500	13,500
住 宅 対 策	157,963		155,063	155,063		2,900	2,900
都市環境整備	529,210		518,610	518,610		10,600	10,600
公園水道廃棄物処理等	141,185		127,185	127,185		14,000	14,000
下 水 道	43,659		29,659	29,659		14,000	14,000
水道施設整備	16,836		16,836	16,836		—	—
廃棄物処理施設整備	41,727		41,727	41,727		—	—
工業用水道	2,163		2,163	2,163		—	—
国営公園等	29,045		29,045	29,045		—	—
自然公園等	7,755		7,755	7,755		—	—
農林水産基盤整備	611,391		614,105	614,105	△	2,714	△ 2,714
農業農村整備	333,256		326,436	326,436		6,820	6,820
森 林 整 備	124,803		122,261	122,261		2,542	2,542
水産基盤整備	72,607		71,133	71,133		1,474	1,474
農山漁村地域整備	80,725		94,275	94,275	△	13,550	△ 13,550
社会資本総合整備	1,485,112		1,512,468	1,512,468	△	27,356	△ 27,356
推 進 費 等	76,003		78,053	78,053	△	2,050	△ 2,050
計	5,993,238		5,991,704	5,991,704		1,534	1,534
災 害 復 旧 等	76,228		75,162	75,162		1,066	1,066
災 害 復 旧	54,584		56,493	56,493	△	1,909	△ 1,909
災 害 関 連	21,644		18,669	18,669		2,975	2,975
合 計	6,069,466		6,066,866	6,066,866		2,600	2,600

この経費を北海道、離島、沖縄及びその他の地域別に区分して示すと、次のとおりである。

(単位 百万円)

	北 海 道	離 島	沖 繩	そ の 他	計
治山治水対策	102,483	793	4,837	823,919	932,032
道 路 整 備	218,640	2,011	39,868	1,402,915	1,663,434
港湾空港鉄道等整備	23,950	6,957	20,152	345,849	396,908
住宅都市環境整備	23,327	303	7,242	656,301	687,173
公園水道廃棄物処理等	5,920	1,450	8,739	125,076	141,185

(単位 百万円)

	北海道	離島	沖縄	その他	計
農林水産基盤整備	118,378	21,324	20,451	451,238	611,391
社会資本総合整備	63,034	22,915	20,312	1,378,851	1,485,112
推進費等	4,378	—	2,619	69,006	76,003
計	560,110	55,753	124,220	5,253,155	5,993,238
災害復旧等	44	—	—	76,184	76,228
合計	560,154	55,753	124,220	5,329,339	6,069,466

(注) 「離島」欄は、奄美諸島における公共事業関係費 17,129 百万円を含んでいる。

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	163,997	166,419
厚生労働省	7,371	6,656
農林水産省	523,447	525,015
経済産業省	2,025	1,995
国土交通省	5,327,366	5,321,356
環境省	45,260	45,425
合計	6,069,466	6,066,866

以下、事項別に説明する。

1 治山治水対策事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
932,032	917,661	14,371

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度当初予算額は1,137,507 百万円である。

この経費は、治水、治山及び海岸の公共施設整備のための経費である。

(1) 治水事業

3年度(百万円)	2年度(百万円)
836,684	826,591

治水事業については、令和2年7月豪雨による甚大な被害の発生など、頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対する安全度の向上を図るため、これまでの河川管理者等による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者の協働による、ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」として堤防やダムの整備等を実施することとしている。

また、「予防保全型」の維持管理へ転換を図るため、要緊急対策施設等の修繕・更新を早期に実施するとともに、無動力化や遠隔監

視・操作化など将来の維持管理コスト低減に資する取組を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
河川整備事業	528,491	511,997
多目的ダム建設事業	84,318	89,874
総合流域防災事業	8,181	7,972
砂防事業	112,837	112,473
工事諸費等	102,857	104,274
計	836,684	826,591

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	4,463	4,424
国土交通省	832,221	822,167
計	836,684	826,591

(2) 治山事業

3年度(百万円)	2年度(百万円)
61,948	60,703

治山事業については、近年における山地災害の発生状況等に鑑み、荒廃山地等の復旧及び重要な水源地域における保安林の整備を重点的に実施することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	363	269
農林水産省	53,764	52,264
国土交通省	7,821	8,170
計	61,948	60,703

(3) 海岸事業

3年度(百万円)	2年度(百万円)
33,400	30,367

海岸事業については、津波による被災の危険性が高い大規模地震の対策地域において、背後地に人口・資産集積地区や重要交通基盤・生産基盤を抱える海岸等における津波・高潮及び浸食対策に重点化しつつ、事業の推進を図ることとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	11	11
農林水産省	6,084	4,514
国土交通省	27,305	25,842
計	33,400	30,367

2 道路整備事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,663,434	1,655,734	7,700

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度当初予算額は1,781,931百万円である。

この経費は、道路整備のための経費であって、国民の命と暮らしを守るための老朽化が進む道路施設の着実な点検・修繕や、地方公共団体において適切な長寿命化の取組がなされている橋梁等の老朽化対策等について個別補助による重点的・効果的な支援を推進するほか、農水産物生産拠点から物流拠点へのアクセスを強化するなど、生産性向上に資する道路ネットワークの整備等を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
道路更新防災対策事業及び維持管理等	686,102	670,991
地域連携道路事業	624,508	633,506
道路交通円滑化事業	249,949	245,842
工事諸費等	102,875	105,395
計	1,663,434	1,655,734

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	39,868	39,916

国土交通省	1,623,566	1,615,818
計	1,663,434	1,655,734

3 港湾空港鉄道等整備事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
396,908	412,825	△ 15,917

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度当初予算額は458,437百万円である。

この経費は、港湾、空港、都市・幹線鉄道、整備新幹線及び船舶交通安全基盤の公共施設整備のための経費である。

(1) 港湾整備事業

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	241,181	241,081

港湾整備事業については、港湾手続の電子化・データ連携を加速するとともに、国際コンテナ戦略港湾において、AIの活用、大型船舶の就航に直接寄与する施設の整備など、生産性向上効果の高い事業を厳選して推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
港湾環境整備事業	3,209	1,258
港湾事業	214,987	217,063
エネルギー・鉄鋼港湾施設工事	560	400
工事諸費等	22,425	22,360
計	241,181	241,081

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	16,952	14,632
国土交通省	224,229	226,449
計	241,181	241,081

(2) 空港整備事業

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	37,303	56,220

空港整備事業については、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港(羽田)の機能拡充に必要な事業等を重点的に実施するとともに、福岡空港においては、引き続き、滑走路増設事業を実施することとしている。

空港整備事業費として一般会計に計上されるのは、一般会計から自動車安全特別会計へ

繰り入れる空港整備事業費財源 35,802 百万円並びに沖縄総合事務局、国土技術政策総合研究所、地方整備局及び北海道開発局の一般会計で支出される空港整備関係の工事諸費 1,501 百万円である。

空港の整備に関する事業費の財源内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
航空機燃料税収入	37,000	54,000
前々年度航空機燃料税収入決算調整額	△ 1,198	661
一般財源	1,501	1,559
計	37,303	56,220

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	3,200	15,809
国土交通省	34,103	40,411
計	37,303	56,220

(3) 都市・幹線鉄道整備事業

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	23,822	24,522

この経費は、都市機能を支える都市鉄道の整備、防災・減災や輸送の安全性の向上等による安全・安心の確保等に必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
鉄道施設総合安全対策事業費補助	4,308	4,189
鉄道防災事業費補助	923	936
幹線鉄道等活性化事業費補助	361	483
都市鉄道利便増進事業費補助	11,568	11,568
都市鉄道整備事業費補助	4,905	5,589
鉄道駅総合改善事業費補助	1,757	1,757
計	23,822	24,522

(4) 整備新幹線整備事業

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	80,372	80,372

この経費は、独立行政法人鉄道建設・運輸

施設整備支援機構が施行する北海道新幹線新函館北斗—札幌間、北陸新幹線金沢—敦賀間及び九州新幹線武雄温泉—長崎間の建設に必要な経費である。

(5) 船舶交通安全基盤整備事業

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	14,230	10,630

この経費は、船舶が安全に航行するための指標となる灯台、電波標識等の整備等を実施するために必要な経費である。

4 住宅都市環境整備事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
687,173	673,673	13,500

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度当初予算額は694,722百万円である。

この経費は、住宅対策及び都市環境整備のための経費である。

(1) 住宅対策

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	157,963	155,063

この経費は、地方公共団体等が施行する公営住宅整備等事業、独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業に係る金利引下げ、地方公共団体等が行う高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅に係る家賃低減、地方公共団体等が施行する防災性を向上するための住宅市街地総合整備促進事業等により、住宅対策を推進するために必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
公営住宅整備費等補助	1,800	1,800
優良住宅整備促進等事業費補助	25,762	28,704
公的賃貸住宅家賃対策補助	12,529	11,091
住宅市街地総合整備促進事業費補助	117,407	113,003
その他	465	465
計	157,963	155,063

(2) 都市環境整備事業

3年度(百万円)	2年度(百万円)
529,210	518,610

都市環境整備事業については、都市機能のコンパクト化や防災力強化に積極的に取り組む地方公共団体等に対する重点的・効果的な支援や都市の国際競争力の強化等を図る市街地整備事業、大気汚染等の沿道環境問題への対策、歩行空間のバリアフリー化、事故発生割合の高い箇所における交通事故対策等を実施する道路環境整備事業及び水辺空間のにぎわい創出のため、まちづくりと一体となった水辺整備や水環境の改善等を実施する都市水環境整備事業により、都市環境の整備を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
市街地整備事業	102,141	102,141
都市構造再編集中支援事業	70,000	70,000
市街地再開発事業	9,809	10,209
都市再生推進事業等	16,450	16,141
都市開発資金貸付金	5,882	5,791
道路環境整備事業	402,019	391,419
道路環境改善事業	131,956	125,687
道路交通安全対策事業	261,648	256,929
工事諸費	8,415	8,803
都市水環境整備事業	25,050	25,050
河川都市基盤整備事業等	22,447	22,241
工事諸費等	2,603	2,809
計	529,210	518,610

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	7,242	7,090
国土交通省	521,968	511,520
計	529,210	518,610

5 公園水道廃棄物処理等施設整備費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
141,185	127,185	14,000

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度当初予算額

は137,185百万円である。

この経費は、上下水道、廃棄物処理、工業用水道、国営公園等及び自然公園等の施設整備等のための経費である。

(1) 下水道事業

3年度(百万円)	2年度(百万円)
43,659	29,659

この経費は、市街地における内水氾濫を防止するための雨水貯留施設の整備等による防災・減災対策の支援や、下水道事業に関する調査等を行うために必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
下水道事業調査	3,746	3,746
下水道事業費補助	1,465	1,465
下水道防災事業費補助	38,448	24,447
計	43,659	29,659

(2) 水道施設整備事業

3年度(百万円)	2年度(百万円)
16,836	16,836

この経費は、簡易水道等施設及び水道水源開発等施設の整備等を行うために必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
簡易水道等施設	6,269	5,872
水道水源開発等施設	10,481	10,877
その他	87	87
計	16,836	16,836

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	3,300	2,800
厚生労働省	7,015	6,300
国土交通省	6,521	7,736
計	16,836	16,836

(3) 廃棄物処理施設整備事業

3年度(百万円)	2年度(百万円)
41,727	41,727

この経費は、一般廃棄物処理施設及び浄化槽の整備等に必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
廃棄物処理施設	1,702	1,665
循環型社会形成 推進交付金	39,943	39,979
そ の 他	82	83
計	41,727	41,727

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内 閣 府	1,340	1,175
国 土 交 通 省	2,912	2,912
環 境 省	37,475	37,640
計	41,727	41,727

(4) 工業用水道事業

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	2,163	2,163

この経費は、工業地帯における地下水汲上げによる地盤沈下の防止と立地条件の整備を目的として敷設される工業用水道の事業費の一部を補助するために必要な経費である。

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
経 済 産 業 省	2,025	1,995
国 土 交 通 省	138	168
計	2,163	2,163

(5) 国営公園等事業

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	29,045	29,045

この経費は、国営公園等の施設の整備、維持管理等を行うために必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
国営公園整備等	26,125	26,125
都市公園防災事業	2,737	2,737
そ の 他	183	183
計	29,045	29,045

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内 閣 府	4,099	3,797

国 土 交 通 省	24,946	25,248
計	29,045	29,045

(6) 自然公園等事業

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	7,755	7,755

この経費は、国立公園、国民公園等の施設の整備、維持管理等を行うために必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
国 立 公 園 等	4,034	4,195
国 民 公 園 等	2,064	1,853
自然環境整備交付金	1,597	1,647
そ の 他	60	60
計	7,755	7,755

6 農林水産基盤整備事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
611,391	614,105	△ 2,714

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度当初予算額は692,613百万円である。

この経費は、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備及び農山漁村地域整備を行うための経費である。

(1) 農業農村整備事業

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	333,256	326,436

農業農村整備事業については、高収益作物に転換するための水田の畑地化・汎用化や農業の競争力強化のための農地の大区画化等を推進する農業競争力強化基盤整備事業、農用地再編整備事業、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策を推進するかんがい排水事業、総合農地防災事業等を行うために必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
かんがい排水	100,915	102,652
土地改良施設管理	17,130	17,707
農用地再編整備	37,182	34,950
総合農地防災等	70,060	66,142
農業競争力強化 基盤整備等	73,727	76,628
農 村 整 備	6,300	—

水資源開発	7,450	7,138
食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定へ繰入	6,213	6,895
補助率差額等	14,278	14,323
計	333,256	326,436

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	15,191	12,682
農林水産省	225,039	222,175
国土交通省	93,026	91,579
計	333,256	326,436

(2) 森林整備事業

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	124,803	122,261

森林整備事業については、林業の成長産業化、森林の多面的機能の持続的発揮及び森林吸収量確保のため、間伐等を支援するとともに、森林整備の効率化に必要な丈夫で簡易な路網の整備を推進することとしている。また、広葉樹林への誘導を支援すること等により、多様で健全な森林の整備を推進することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	294	292
農林水産省	118,187	116,066
国土交通省	6,322	5,903
計	124,803	122,261

(3) 水産基盤整備事業

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	72,607	71,133

水産基盤整備事業については、水産物の輸出促進を図るための流通・輸出拠点漁港における高度衛生管理型施設の整備、水産資源の回復を図るための漁場整備を推進するとともに、大規模自然災害に備えた漁港施設の機能強化対策としての防波堤の嵩上げ、岸壁の耐震化等や、流通構造改革等のための漁港機能の集約化・再活用等を推進することにより、水産基盤の整備を総合的に実施することとし

ている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	4,966	3,742
農林水産省	34,175	33,225
国土交通省	33,466	34,166
計	72,607	71,133

(4) 農山漁村地域整備事業

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	80,725	94,275

この経費は、地方公共団体が作成した計画に基づく農山漁村地域の基盤整備のほか、整備効果を促進するためのソフト事業について総合的に支援するための交付金である。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
農林水産省	66,387	77,189
国土交通省	14,338	17,086
計	80,725	94,275

7 社会資本総合整備事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,485,112	1,512,468	△ 27,356

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度当初予算額は1,801,456百万円である。

この経費は、地方公共団体等が作成した社会資本総合整備計画に基づき、頻発化する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する防災・減災対策、予防保全に向けた老朽化対策、将来の成長の基盤となる民間投資・需要を喚起する道路整備やPPP/PFIを活用した下水道事業など、地域における総合的な取組を支援するための交付金である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
社会資本整備総合交付金	631,128	727,746
防災・安全社会資本整備交付金	853,984	784,722
計	1,485,112	1,512,468

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	20,312	17,384
国土交通省	1,464,800	1,495,084
計	1,485,112	1,512,468

8 推進費等

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
76,003	78,053	△ 2,050

この経費は、「地域再生法」(平 17 法 24)に基づき、地方公共団体が行う地方創生の深化のための先駆的な地方創生基盤整備事業に対して支援するための交付金並びに再度災害防止や安全な避難経路の確保等の防災・減災対策を強化すること及び北海道総合開発計画の効果的な推進を図ること等を目的とし、予算作成後の地域の事象に柔軟に対応するため地方公共団体等との協議結果を踏まえた事業の推進等に必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,619	2,619
地方創生基盤整備事業推進費	39,777	39,777
防災・減災対策等強化事業推進費	28,401	31,001
社会資本整備円滑化地籍整備事業費	550	—
官民連携基盤整備推進調査費	331	331
北海道特定特別総合開発事業推進費	4,325	4,325
計	76,003	78,053

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	42,396	42,396
国土交通省	33,607	35,657
計	76,003	78,053

9 災害復旧等事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
76,228	75,162	1,066

この経費は、公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業及び災害関連事業を行うため

の経費である。

(1) 災害復旧事業

2年以前に発生した災害等の復旧事業については、事業の促進を図ることとし、また、当年発生災害等については、発生を見込んで復旧事業費を計上し、迅速な対応を行うこととしている。

(2) 災害関連事業

災害復旧事業と合併して施行する一般関連事業及び助成事業については、災害復旧事業の進捗状況を考慮して事業の推進を図ることとしている。また、山地崩壊等の災害に対しては、災害関連緊急事業により緊急に対応することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	災害復旧事業費(百万円)	災害関連事業費(百万円)	計(百万円)
厚生労働省	356	—	356
農林水産省	14,489	5,322	19,811
国土交通省	39,709	16,322	56,031
環境省	30	—	30
計	54,584	21,644	76,228

経済協力費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
510,839	(511,638) 647,958	(△ 799) △ 137,119

この経費は、経済協力のための諸施策の実施に必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 無償資金協力

無償資金協力を実施するために必要な予算については、①「自由で開かれたインド太平洋」の具体化、②グローバルな課題への対処、③日本経済を後押しする外交努力等に必要な経費として、163,197百万円を計上している。

(2) 技術協力(独立行政法人国際協力機構)

独立行政法人国際協力機構が実施する技術協力のために必要な予算については、①「自由で開かれたインド太平洋」の具体化、②グローバルな課題への対処、③日本経済を後押しする外交努力等に必要な経費として、151,651百万円

を計上している。

(3) 留学生関係経費

留学生関係経費については、外国人留学生への奨学金の給付等に必要経費として、27,394百万円を計上している。

(注) 計数中には、国際分担金・拠出金に計上されているものが含まれている。

(4) 国際分担金・拠出金

我が国にとっての支払の必要性等を踏まえ、113,653百万円を計上している。

(注) 計数中には、留学生関係経費に計上されているものが含まれている。

(5) 円借 款 等

独立行政法人国際協力機構の有償資金協力部門が実施する、円借款等の事業規模については1,500,000百万円であり、その原資の一部として、一般会計出資金47,020百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(内閣府所管)		
国際開発金融機関協力経費等	189	166
(外務省所管)		
政府開発援助経済開発等援助費	163,197	(163,197) 216,197
政府開発援助独立行政法人国際協力機構運営費交付金等	151,651	(151,600) 154,160
国際分担金・拠出金	76,192	(76,430) 109,404
国際連合分担金	25,884	25,348
世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金	8,000	8,000
国際連合開発計画拠出金	7,600	(8,048) 15,576
国際連合食糧農業機関分担金	4,455	4,533
国際連合難民高等弁務官事務所拠出金	3,593	3,658
環境問題拠出金	3,504	3,565

国際連合教育科学文化機関分担金	3,087	3,140
経済協力開発機構分担金	3,003	3,051
国際機関職員派遣信託基金等拠出金	2,552	2,539
人口関係国際機関等拠出金	2,087	2,424
国際連合児童基金拠出金	2,046	(2,173) 11,334
親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金	1,679	1,847
そ の 他	8,703	(8,104) 24,388
そ の 他	2,456	(2,573) 2,631
計	393,495	(393,800) 482,392
(財務省所管)		
国際開発金融機関拠出金等	30,995	(30,896) 72,214
政府開発援助独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	47,020	(46,610) 47,520
計	78,015	(77,506) 119,734
(文部科学省所管)		
外国人留学生等経費	27,394	28,141
(厚生労働省所管)		
世界保健機関分担金等	6,356	(6,546) 12,046
(経済産業省所管)		
海外市場開拓支援費	5,390	5,479
合 計	510,839	(511,638) 647,958

中小企業対策費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(172,272)	(2,229)
174,501	22,394,354	△22,219,853

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度改予算額は22,397,354百万円(2年度当初予算額は175,272百万円)である。

この経費は、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化、経営革新・創業に向けた自助努力の促進、経営基盤の強化等の諸施策を実施するため

に必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 株式会社日本政策金融公庫出資等

株式会社日本政策金融公庫については、信用保険等業務において中小企業・小規模事業者に対する信用補完の充実等を図るため、46,700百万円の出資を行うこととしているほか、国民一般向け業務において業務円滑化のための補給金として19,843百万円を計上している。また、中小企業者向け業務において業務円滑化のための補給金として、14,918百万円を計上している。

(2) 経営革新・創業促進

中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う革新的な商品・サービスモデルの開発等の取組、商工会・商工会議所による小規模事業者への伴走型支援、事業承継支援の強化のための「事業引継ぎ支援センター」と「事業承継ネットワーク」の統合や各都道府県に設置した様々な経営課題に対応するための「よろず支援拠点」の体制強化、中小企業・小規模事業者が必要とする人材の発掘、確保等のための支援等に必要な経費として、37,188百万円を計上している。

(3) 中小企業事業環境整備

中小企業・小規模事業者に対する信用補完の充実に必要な経費等として、8,085百万円を計上している。

(4) 経営安定・取引適正化

消費税転嫁状況の監視等を担う転嫁対策調査官の継続配置、中小企業・小規模事業者に対する消費税転嫁状況に係る調査の実施、各都道府県に設置した「下請かけこみ寺」における取引に関する相談対応、価格交渉力強化に向けた支援等のために必要な経費として、3,890百万円を計上している。

(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費

この経費は、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する運営費交付金として、17,729百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(財務省所管)		
株式会社日本政策金融公庫出資金	46,400	(43,300) 5,840,300
株式会社日本政策金融公庫補給金	15,175	16,786
計	61,575	(60,086) 5,857,086
(厚生労働省所管)		
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	1,189	1,087
(経済産業省所管)		
経営革新・創業促進費	37,188	(36,427) 6,363,885
株式会社日本政策金融公庫補給金	19,586	20,532
株式会社日本政策金融公庫出資金	300	(200) 2,522,800
中小企業事業環境整備費	8,085	(7,994) 5,550,994
経営安定・取引適正化費	3,890	4,318
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	17,729	(17,552) 198,342
その他	24,958	1,810,310
独立行政法人中小企業基盤整備機構出資金	—	(—) 65,000
計	111,737	(111,099) 16,536,181
合計	174,501	(172,272) 22,394,354

エネルギー対策費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
889,129	(900,764) 908,975	(△ 11,636) △ 19,846

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度改予算額は957,694百万円(2年度当初予算額は949,483百万円)である。

この経費は、エネルギーの長期的・安定的な供給を確保するため、エネルギー需給対策の推進、安全かつ安定的な電力供給の確保等の諸施策を実施するために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
国際原子力機関 分担金等	4,754	4,738
核不拡散・核セ キュリティ関連 業務等	736	738
国立研究開発法 人日本原子力研 究開発機構運営 費交付金	36,380	36,463
エネルギー対策 特別会計エネル ギー需給勘定へ 繰入	539,930	(548,437) 556,437
エネルギー対策 特別会計電源開 発促進勘定へ繰 入	307,329	(310,388) 310,599
計	889,129	(900,764) 908,975

また、所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	9,456	(11,213) 11,283
外務省	4,754	4,738
文部科学省	145,338	145,785
経済産業省	565,330	575,200
環境省	164,251	(163,828) 171,969
計	889,129	(900,764) 908,975

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
運営費交付金等

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等
において、原子力利用の安全確保のための基礎
基盤研究等を行うとともに、原子力分野におけ
る人材育成等を行うこととして、37,116 百万円
を計上している。

(2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘
定へ繰入

この経費は、石油石炭税を財源として、石油、
天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確
保を図ることが緊要であることに鑑み講じられ
る措置を実施する燃料安定供給対策並びに内外
の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切な
エネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要
であることに鑑み講じられる措置を実施するエ
ネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財
源に充てるため、一般会計からエネルギー対策

特別会計エネルギー需給勘定へ繰り入れること
として、539,930 百万円を計上している(第3
特別会計「6 エネルギー対策特別会計」参
照)。

(3) エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定
へ繰入

この経費は、電源開発促進税を財源として、
発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的とし
た「発電用施設周辺地域整備法」(昭49法78)の
規定による交付金の交付及びその他の発電の用
に供する施設の設置や運転の円滑化に資するた
めの財政上の措置を実施する電源立地対策、発
電用施設の利用の促進、安全の確保及び発電用
施設による電気の供給の円滑化を図るための財
政上の措置を実施する電源利用対策並びに原子
力発電施設等に関する安全の確保を図るための
措置を実施する原子力安全規制対策に要する費
用の財源に充てるため、一般会計からエネル
ギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰り入れ
ることとして、307,329 百万円を計上している
(第3 特別会計「6 エネルギー対策特別会
計」参照)。

なお、このうち 47,000 百万円は中間貯蔵施
設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等
支援機構への資金交付に充てるためのものであ
る。

食料安定供給関係費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(1,286,225)	(△ 8,950)
1,277,275	1,590,149	△ 312,875

(注) 臨時・特別の措置を含めた2年度改予算額は
1,590,916 百万円(2年度当初予算額は1,286,991
百万円)である。

この経費は、「食料・農業・農村基本法」(平11
法106)の基本理念として掲げられている食料の
安定供給の確保に資する諸施策を実施するために
必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 食料安全保障確立対策費等

この経費は、米の適正かつ円滑な流通を確保
するための措置並びに政府による主要食糧の買

入れ、輸入及び売渡しの措置により主要食糧の需給及び価格の安定を図るための食料安定供給特別会計への繰入れ、家畜疾病の発生予防及びまん延防止のための防疫措置等に必要経費である。

3年度においては、米の備蓄の運営等のために必要な食料安定供給特別会計への繰入れ、豚熱・高病原性鳥インフルエンザ等の家畜疾病への対応強化等として、116,598百万円を計上している。

(2) 担い手育成・確保等対策費等

この経費は、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等を図り、経営所得安定対策、農業保険事業等を実施するために必要経費である。

3年度においては、経営所得安定対策に係る交付金、農業共済事業における再保険金等の円滑な支払のための食料安定供給特別会計への繰入れ等として374,869百万円を計上している。

(3) 農地集積・集約化等対策費

この経費は、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進等を図るために必要経費である。

3年度においては、農地中間管理機構等による農地の集積・集約化に対する支援や農地集積を図りつつ高収益作物への転換等を推進することとし、48,057百万円を計上している。

(4) 農業生産基盤整備推進費

この経費は、農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進を図るために必要経費である。

3年度においては、農業水利施設の長寿命化や防災・減災に係る機動的かつ効率的な対策等を推進することとし、28,301百万円を計上している。

(5) 国産農産物生産基盤強化等対策費等

この経費は、需要構造等の変化に対応した生産基盤強化と国産農産物の流通・加工の合理化等を推進するために必要経費である。

3年度においては、水田における野菜、果樹等の高収益作物への転換等を一層推進するための水田活用の直接支払交付金の交付、産地の持続的な生産力強化を図るための持続的生産強化

対策事業等を実施することとし、431,762百万円を計上している。

(6) 農村整備推進対策費

この経費は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために必要経費である。

3年度においては、地域共同で行う多面的機能を支える活動、中山間地域等における継続的な農業生産活動等を支援することとし、77,344百万円を計上している。

(7) 農山漁村活性化対策費

この経費は、農山漁村と都市との地域間交流を促進するなど、農山漁村の活性化を図るために必要経費である。

3年度においては、鳥獣被害防止対策を実施するとともに、農山漁村における農泊等を推進することとし、20,875百万円を計上している。

(8) 森林整備・保全費等

この経費は、森林の有する多面的機能の発揮等を図るために必要経費である。

3年度においては、里山林の保全管理の取組等を支援するとともに、国有林野事業収入を財源として行う国有林野の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分等を実施することとし、21,883百万円を計上している。

(9) 水産資源回復対策費等

この経費は、低位水準にとどまっている水産資源の管理・回復の推進等を図るために必要経費である。

3年度においては、国際水準の資源評価を実施するとともに、資源評価対象魚種の拡大の推進等を図ることとし、33,640百万円を計上している。

(10) 漁業経営安定対策費等

この経費は、水産業において国際競争力のある経営体の育成・確保等を図るために必要経費である。

3年度においては、適切な資源管理と漁業経営の安定の確立のため、資源管理に積極的に取り組む漁業者を対象とした収入安定対策等を実施するとともに、漁業・養殖業を収益性の高い構造へ改革するための漁業構造改革総合対策事業等を実施することとし、44,656百万円を計

上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
農林水産物・食品輸出促進対策費	6,738	(6,497) 17,296
消費者・食農連携深化対策費	612	(354) 157,231
食品の安全・消費者の信頼確保対策費等	8,529	8,744
食料安全保障確立対策費等	116,598	118,972
担い手育成・確保等対策費等	374,869	(378,589) 427,502
農地集積・集約化等対策費	48,057	49,571
農業生産基盤整備推進費	28,301	28,311
国産農産物生産基盤強化等対策費等	431,762	(424,350) 457,334
農業・食品産業強化対策費	16,214	(20,020) 34,320
農林水産業環境政策推進費	143	165
6次産業化市場規模拡大対策費	1,894	(2,534) 7,432
農山漁村6次産業化対策費	1,019	(1,037) 3,237
農村整備推進対策費	77,344	77,351
農山漁村活性化対策費	20,875	19,870
森林整備・保全費等	21,883	22,494
林業振興対策費	5,674	5,947
林産物供給等振興対策費	2,934	(2,771) 6,009
森林整備・林業等振興対策費	8,083	8,496
水産資源回復対策費等	33,640	31,001
漁業経営安定対策費等	44,656	(49,794) 76,315
漁村振興対策費	4,705	(5,579) 8,775
水産業強化対策費	2,655	2,004
その他	20,089	21,774
計	1,277,275	(1,286,225) 1,590,149

その他の事項経費

その他の事項経費のうち主なものは、次のとおりである。

1 府省共通システムの整備等に必要な情報システム関係経費(内閣所管及びデジタル庁所管)

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
298,622	(67,388) 70,535	(231,234) 228,087

この経費は、「デジタル・ガバメント実行計画」(2年12月25日閣議決定)に基づき、政府情報システムの一元的な管理を実施するために必要な経費である。

所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣	269,944	(67,388) 70,535
デジタル庁	28,679	—
計	298,622	(67,388) 70,535

2 衆議院議員総選挙費(内閣府所管、総務省所管、法務省所管及び外務省所管)

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
67,583	—	67,583

この経費は、衆議院議員の任期満了(3年10月21日)に伴う衆議院議員総選挙に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(内閣府所管)		
衆議院議員総選挙取締経費	63	—
(総務省所管)		
衆議院議員総選挙の管理執行	66,289	—
衆議院議員総選挙の啓発推進	508	—
衆議院議員総選挙の開票速報	442	—
計	67,239	—
(法務省所管)		
衆議院議員総選挙取締経費	100	—
(外務省所管)		
在外選挙の投票実施	180	—
合計	67,583	—

3 マイナンバー関係経費(内閣府所管、デジタル庁所管、総務省所管、法務省所管、財務省所管及び厚生労働省所管)

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
127,195	(193,027) 193,957	(△ 65,831) △ 66,761

この経費は、マイナンバー制度の円滑な運用等を実施するために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(内閣府所管)		
特定個人情報監視・監督等業務費	1,667	1,715
個人番号及び法人番号の利用に関する広報活動等に必要経費	222	222
計	1,888	1,937
(デジタル庁所管)		
個人番号及び法人番号の利用に関する広報活動等に必要経費	46	—
(総務省所管)		
マイナンバーカード普及推進事業費	100,113	(136,545) 137,475
マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用等システム整備費	4,959	23,496
地方公共団体の関係情報システム整備への支援経費	2,052	6,299
その他	48	142
計	107,172	(166,482) 167,412
(法務省所管)		
戸籍事務へのマイナンバー制度の導入経費	7,214	6,026
(財務省所管)		
法人番号システム等の運用等経費	—	3,665
(厚生労働省所管)		
社会保障・税番号活用推進事業費	10,875	14,917
合計	127,195	(193,027) 193,957

(注) 上記のほか、情報システム関係予算の一括計上の対象とされている経費がある。

4 地方創生推進費(内閣府所管)

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
62,473	62,473	—

この経費は、「地域再生法」(平 17 法 24)等に基づき、地方公共団体が行う地方創生の深化のための先駆的な取組等に要する経費に対して支援するための交付金である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
地方創生推進交付金	55,223	57,223
地方創生拠点整備交付金	5,000	3,000
地方大学・地域産業創生交付金	2,250	2,250
計	62,473	62,473

5 沖縄振興費(内閣府所管)

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
130,534	(129,808) 264,708	(726) △ 134,174

この経費は、沖縄の優位性を活かした自立型経済の発展に向けて、より一層効果的な沖縄の振興に必要な施策の推進を図るための経費である。

内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 沖縄振興交付金事業推進費

沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するために 24 年度に創設された沖縄振興交付金については、経常的経費を対象とする沖縄振興特別推進交付金及び投資的経費を対象とする沖縄振興公共投資交付金に区分して計上しており、その内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
沖縄振興特別推進交付金	50,370	52,173
沖縄振興公共投資交付金	47,732	49,183
計	98,102	101,356

(2) 沖縄北部連携促進特別振興事業費

沖縄県の均衡ある発展を図る必要があることに鑑み、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備として、産業振興や定住条件の整備等を行う北部振興事業に要する経費(非公共事業)として、3,450 百万円(2 年度当初予算額 3,450 百万円)を計上している。

(3) 沖縄振興開発金融公庫補給金

沖縄振興開発金融公庫については、その業

務の円滑な運営に資するための補給金として、2,025百万円(2年度当初予算額695百万円)を計上している。

なお、沖縄振興費には、公共事業関係費その他の主要経費に計上されているものがあり、総額として291,212百万円(2年度当初予算額289,982百万円)を計上している。これに自動車安全特別会計空港整備勘定計上分を含め、沖縄振興予算全体としては、301,012百万円を計上している。

(参考) 沖縄振興費を含めた沖縄関係経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	292,523	(291,010) 425,910
内閣本府	279,520	(278,684) 413,584
沖縄振興交付金事業推進費	98,102	101,356
公共事業関係費	118,718	121,179
沖縄振興開発金融公庫補給金	2,025	695
沖縄振興開発金融公庫出資金	—	(200) 134,100
その他	60,675	(55,254) 56,254
沖縄総合事務局	11,692	11,298
公共事業関係費	5,502	5,463
その他	6,190	5,835
警察庁	1,311	1,028
外務省	50	49
財務省	265	324
文部科学省	1,424	1,414
厚生労働省	2,288	3,380
農林水産省	434	469
防衛省	275,107	282,048
うちSACO関係経費	1,858	935
うち米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)	85,504	88,146
計	572,091	(578,695) 713,595

(注) 計数中には、公共事業関係費その他の主要経費に計上されているものが含まれている。

6 北方対策費(内閣府所管、外務省所管及び国土交通省所管)

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
2,216	2,214	2

この経費は、独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金など北方領土問題に関する啓発、北方四島における日露共同経済活動等を行うために必要な経費である。

所管別内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
内閣府	1,698	1,691
外務省	385	404
国土交通省	134	119
計	2,216	2,214

なお、北方対策費には中小企業対策費及び食料安定供給関係費に計上されているものがあり、総額として2,356百万円(2年度当初予算額2,450百万円)を計上している。

7 青少年対策費(裁判所所管、内閣府所管、法務省所管、文部科学省所管及び厚生労働省所管)

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
74,498	(76,220) 79,406	(△ 1,722) △ 4,908

この経費は、健全な青少年活動の助成等のために必要な経費であり、青少年矯正施設の設置運営、独立行政法人国立青少年教育振興機構の運営、青少年教育の振興及び青年の国際交流等に要する経費を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(裁判所所管)		
少年事件処理経費	7	11
(内閣府所管)		
子ども・若者育成支援推進経費	198	207
青年国際交流経費	1,383	1,383
青少年防犯関係経費	432	438
計	2,013	2,028
(法務省所管)		
青少年事件処理経費	257	1,653
矯正施設経費	32,575	(32,937) 33,603

更生保護活動経費	18,873	(19,139) 19,186
その他	779	762
計	52,483	(54,491) 55,204
(文部科学省所管)		
独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	8,554	(8,571) 9,742
独立行政法人国立女性教育会館運営費	527	525
文化芸術の振興	6,950	(6,623) 7,924
その他	40	41
計	16,070	(15,761) 18,233
(厚生労働省所管)		
勤労青少年の育成、福祉増進対策	88	87
職業訓練経費	3,837	3,843
計	3,925	3,930
合計	74,498	(76,220) 79,406

(注) 計数中には、文化関係費に計上されているものが含まれている。

なお、青少年対策費には保健衛生対策費、雇用労災対策費、科学技術振興費、教育振興助成費及び食料安定供給関係費に計上されているものがあり、総額として90,907百万円(2年度当初予算額91,778百万円)を計上している。

8 文化関係費(文部科学省所管)

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
104,530	(103,850) 165,931	(680) △ 61,401

この経費は、芸術文化の振興、文化財保護の充実、国立文化施設関係等に必要な経費である。

芸術文化の振興については、文化芸術による創造性豊かな子供の育成、文化芸術創造活動への効果的な支援等を実施することとして、23,213百万円を計上している。

文化財保護の充実については、文化財修理の抜本的強化・防災対策等の充実、史跡等の保存整備・活用等を実施することとして、45,961百万円を計上している。

国立文化施設関係については、独立行政法人国立美術館運営費、独立行政法人日本芸術文化振興会運営費等に必要な経費として、28,304百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
芸術文化の振興	23,213	(22,885) 84,966
文化財保護の充実	45,961	46,269
国立文化施設関係	28,304	28,364
その他	7,052	6,332
計	104,530	(103,850) 165,931

(注) 計数中には、青少年対策費に計上されているものが含まれている。

なお、文化庁予算(文部科学省所管)には科学技術振興費及びその他の事項経費があり、総額として107,455百万円(2年度当初予算額106,715百万円)を計上している。

9 国際観光旅客税財源充当事業費(皇室費及び国土交通省所管)

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
30,000	54,000	△ 24,000

この経費は、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標の達成に向け、今後さらに増加を見込む観光需要に対し、国際観光旅客税を財源として、より高次元な観光施策を展開していくために必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備費

顔認証ゲートやバイオカート、電子申告ゲート等の運用、顔認証による旅客搭乗手続きの円滑化、公共交通機関の多言語対応・無料Wi-Fi整備等に必要な経費として、8,280百万円を計上している。

(2) 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化経費

ビッグデータやSNSの分析を踏まえたプロモーションの効果分析や、個人の興味を分析した先進的なプロモーションの展開等に必要な経費として、1,578百万円を計上している。

る。

(3) 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上経費

三の丸尚蔵館の整備、アドベンチャーツアーリズム等の高付加価値・長期滞在型コンテンツの強化、文化資源を活用した観光コンテンツの造成、訪日外国人旅行者の誘客に向けた国立公園の環境整備等に必要な経費として、20,142百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(皇室費)		
国際観光旅客税財源宮廷に必要な経費	3,935	2,939
(国土交通省所管)		
国際観光旅客税財源出入国管理業務に必要な経費	4,084	8,184
国際観光旅客税財源輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	530	3,530
国際観光旅客税財源文化資源の活用に必要な経費	6,969	9,840
国際観光旅客税財源観光振興に必要な経費	8,011	17,201
国際観光旅客税財源観光情報の高度化のための技術開発に必要な経費	800	—
国際観光旅客税財源国立公園等資源の整備に必要な経費	4,962	6,862
国際観光旅客税財源独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金に必要な経費	708	5,443
計	26,065	51,061
合計	30,000	54,000

(注) 計数中には、科学技術振興費に計上されているものが含まれている。

10 国有林野事業債務管理特別会計へ繰入(農林水産省所管)

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
22,962	22,652	310

この経費は、「特別会計に関する法律」(平19法23)に基づき、国有林野事業収入相当額等の借入金の償還財源及び借入金の利子の支払財源を国有林野事業債務管理特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	1,192	1,535
国有林野事業収入財源借入金債務処理費国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	21,770	21,118
計	22,962	22,652

11 自動車安全特別会計へ繰入(国土交通省所管)

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
4,700	4,030	670

この経費は、「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平6法43)等に基づき、自動車損害賠償責任再保険特別会計から一般会計へ繰り入れた額について、同法等に基づき同法等の規定する運用収入に相当する額の一部を自動車安全特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

東日本大震災復興特別会計への繰入

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
4,246	20,876	△ 16,629

復興費用等の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」(平19法23)に基づき、4,246百万円を一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れることとしている。

新型コロナウイルス感染症対策予備費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
5,000,000	(—)	(5,000,000)
	11,500,000	△ 6,500,000

今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を講じるため、計上することとしている。

予 備 費

3年度(百万円)	2年度(百万円)	比較増△減(百万円)
500,000	500,000	—

予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。